

(参考)

【小型船係留施設使用要領】(※一部省略)

第1章 申請手続きについて

新規申請

1 申し込みにあたっての事前確認(申請条件)

小型船係留施設の申請手続きを行うためには、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①北九州市内に居住していること。なお、法人の場合は事業所が北九州市内にあること。
- ②申請者名義の小型船舶を保有している、若しくは申請月の末までに入手可能であること。
- ③既に小型船係留施設(北九州市港湾空港局管理)の使用許可を受けていないこと。
- ④小型船係留施設の使用に著しい支障(周りの使用者の使用を妨げる等)を与える恐れがないこと。
- ⑤使用船舶が、施設の条件(船型、材質、船の長さ、船幅、喫水等)を満たすこと。

2 申請の手続きについて

(1) 申請書の受付期間は、毎月1日から15日(休日の場合は翌日)までです。

申請条件を満たした方は、申請対象施設を管理している業務係に連絡の上、次の物を持参し来庁してください。

なお、都合により来庁できない場合は、代理人による申請手続きも行うことができますので、業務係に問い合わせてください。

(来庁時に持参する物)

- ・本人の「住民票」(発行後3か月以内のもの)または自動車運転免許証の写し
- ・本人名義の「船舶検査証書」若しくは「漁船登録票」の写し
- ・本人の印鑑

現時点で本人名義の船舶を保有していない方は、保有予定船舶の船の長さ、船幅等が分かる資料を提出してください。

(2) 来庁時に、次の申請書類を受け取り、記入方法等の説明を受けて、記入・押印してください。

- ①「港湾施設許可使用申請書(4)」
- ②「小型船係留施設の使用にあたっての確認書」
- ③「共有者名簿」(共有名義の船舶の場合のみ提出)

3 申請書類の提出

次のとおり申請書類を提出してください。

- ①「港湾施設許可使用申請書(4)」・・・記入・押印
- ②「小型船係留施設の使用にあたっての確認書」・・・記入・押印
共有名義船舶の場合は、代表者が住所・氏名を記入する。
- ③「共有者名簿」・・・共有者が記入・押印(月末までの提出も可)
- ④「船舶検査書」若しくは「漁船登録表」の写し。
- ⑤「住民票」(発行3ヶ月以内のもの。)または自動車免許証の写し

※現時点で、本人名義の船舶を保有していない方は、入手予定船舶の船舶検査証書の写し、若しくは船舶の種類、船の長さ、船幅、喫水などが確認できる書類を提出し、月末までに必ず船舶を入手し、船舶検査証書を提出してください。

なお、実際保有した船舶が上記船舶と異なる場合、使用許可を取り消す場合があるので、注意してください

4 書類審査

担当職員が、申請書類を審査（申請条件・記入事項等）します。

虚偽の内容、申請条件を満たしていない、期日までに船舶を入手できない等の理由により、許可できない、又は許可を取り消す場合があります。

5 小型船係留施設の使用許可

審査の結果、諸条件を満たしていることが確認できれば、港湾施設使用許可書、ステッカー（必ず船舶に貼ってください）を送付します。

6 係留にあたって

業務系の指示に従って係留して下さい。

また、施設に私用器具等を設置するためには、港湾空港局の許可が必要ですので、事前にご連絡ください。

7 使用許可期間満了日（満了日が3月31日の方のみ対象）

小型船係留施設の使用許可期間は、3月31日で満了します。

引き続き、係留を希望される方は、次ページの「更新申請」をお読み下さい。

8 その他

船舶の買替え、申請者の変更などを行う場合、事前（1ヶ月以上）に業務係にご連絡下さい。

更新申請

1 確認事項

小型船係留施設の使用許可期間は、最長で年度末（3月31日）までとなります。

このため、引き続き施設の使用を希望する方は、年度更新の手続きを行わなくてはなりません。

3月31日が許可期間満了日の方については、2月中旬頃に、「年度更新のお知らせ」と共に、「申請書類等」を送付します。

2 申請書の提出

引き続き、係留施設の使用を希望する方は、3月15日（休日等の場合は、その翌日まで）までに、「港湾施設許可申請書（4）」、「船舶検査証書」若しくは「漁船登録票」の写しを業務係に提出して下さい。

また、共有名義の船舶については、共有者名簿についても提出してください。なお、使用許可の更新を希望しない場合、業務係に必ず連絡して下さい。

3 更新許可

許可書とステッカーを送付しますので、必ず許可船舶にステッカーを貼り付けて下さい。

4 注意事項

小型船係留施設使用料（延滞金を含む）を滞納されている方、また申請条件を満たさなくなった方は、使用許可の更新ができないことがあります。

また、使用許可の更新を行わなかった方は、3月31日までに必ず船舶を撤去してください。

第2章 使用にあたっての注意事項

1 住所等の変更

住所、電話番号（携帯電話含む）等、連絡先に変更が生じた場合は、必ず業務係に報告してください。

2 維持管理

・船舶の維持管理

①使用船舶の損傷などに関して、北九州市は責任を負いませんので、船舶の保守管理は自らの責任で行ってください。

②第三者若しくは港湾施設に損害を与えたときは、直ちに業務係に届け出ると共に、自らの責任と負担において、原状回復及び損害賠償を行ってください。

・小型船係留施設の維持管理

①日常的な点検は、係留施設使用者が行ってください。

（日常点検の例）

- ・係船環が外れそうではないか？
- ・タラップが外れそうではないか？
- ・シャックル及びアンカーチェーンが腐食で細くなっていないか？

※市が設置しているアンカーチェーンなどは鉄製ですので、ステンレス製のシャックルは使用しないで下さい。

電蝕を起こし、短期間で破損する恐れがあります。

②不良箇所を発見した場合は、業務係に報告して下さい。なお、不良の原因が使用者にある場合、又は使用者が設置したものについては、使用者の負担で備品の取替、若しくは修繕してください。

3 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当した場合は、使用許可を取り消す場合があります。

- ・申請者が小型船係留施設に係留している船舶の所有者でなくなったとき、若しくは船舶を所有する見込みがなくなったとき。
- ・申請船舶の船舶検査証書の有効期限が切れている、若しくは日本小型船舶検査機構の検査を受けていないとき。
※日本小型船舶検査機構の検査対象とならない場合は、その旨を証するものを提出すること。
- ・港湾施設が損傷され、又は汚損される恐れがあるとき。
- ・申請船舶が、許可する船だまり等の水深・幅などの条件に適しないことが判明したとき。
- ・確認書、若しくは許可条件に違反したとき。

許可の取り消しを受けたにも係わらず、小型船係留施設に係留していた場合は、北九州市港湾施設管理条例及び同条例施行規則、及び行政代執行法に基づき対処します。